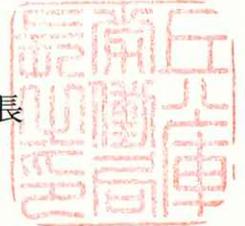




兵労発基 0324 第2号
令和8年3月24日

建設業労働災害防止協会
兵庫県支部 支部長 殿

兵庫労働局長



令和8年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について

平素は、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場の熱中症予防については、毎年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、各防災団体、使用者団体等と連携して「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく対策に取り組んできたところです。

しかし、昨年1年間の全国の熱中症による労働災害の発生状況（令和7年12月末速報値。別紙1参照）は、休業4日以上死傷者が1,681人、うち死亡者が15人となっています。

同じく、兵庫県下の発生状況（3月6日現在の速報値。別紙2参照）は、休業4日以上死傷者が58人、うち死亡者は2人（警備業と商業）、業種別の死傷者数は、製造業16人、警備業7人、運送業7人、建設業5人と、全体の約6割がこれら4業種で発生しています。

また災害の内容を検証すると、「暑さ指数（WBGT）を把握していなかった」、「熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった」、「一人で休ませていたところ倒れていた（意識を失っていた）のを発見された」など、作業環境の把握、労働者教育、熱中症発症時・緊急時の措置が不適切であった事例が多く見られました。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

つきましては、別添の「令和8年『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」（以下「要綱」という。）のとおり、本年のキャンペーンを実施いたしますので、貴団体におかれては、要綱の7（2）により、厚生労働省が提供する「職場における熱中症予防対策ポータルサイト」等を活用した、効果的な熱中症予防対策の実施をお願い申し上げます。

【熱中症予防ポータルサイト】



【厚生労働省ホームページ（クールワークキャンペーン）】

